

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
枚方支援学校	行政財産使用許可に係る使用料の徴収事務において、令和元年度分について、使用開始の日前（平成30年度末）までに使用料を徴収していないものがあった。					行政財産使用料の徴収について、今後は法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。	<p>検出事項については、使用開始の日前の適切な時期に納入通知書を発行することを失念していたことが原因であり、本校がこれに気づき、納入通知書を発行したのが令和元年5月24日となり、これにより納入通知書を受け取った行政財産の使用者による納付が令和元年6月10日となったものである。</p> <p>本件事案について、再発防止を図るため担当事務職員に注意喚起をするとともに、事務処理のルールについて指導を行った。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
使用目的		許可期間	許可数量	金額（円／年）	納付日	<p>【行政財産使用料条例】 （納付の時期）</p> <p>第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。ただし、特別の理由があるときは、使用開始の日以後にその全部又は一部を納付させることができる。</p>	
太陽光発電設備	平成27年7月25日から令和2年3月31日まで	1,431.87㎡	215,020	令和元年6月10日			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から令和2年1月31日まで）